



各位



会社名 株式会社 クレスコ
代表者名 代表取締役 社長執行役員 富永 宏
(コード番号：4674 東証プライム)
問合せ先 取締役 専務執行役員 杉山 和男
(TEL 03-5769-8011)

連結子会社に対する訴訟の判決（第一審）に関するお知らせ

2019年11月20日付「連結子会社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」により公表いたしましたとおり、当社の連結子会社であるクレスコワイヤレス株式会社（代表者：代表取締役社長 森山 正吾、住所：東京都大田区、以下「ワイヤレス社」といいます。）は、エヌティーシーアカウンティングサービス株式会社（代表者：代表取締役 堀ノ内 義之、住所：東京都港区、以下「原告」といいます。）より損害賠償請求を受けておりました。この損害賠償請求に係る訴訟の判決につきまして、本日確認が取れましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決があった裁判所および判決言渡日

東京地方裁判所
2023年3月24日

2. 判決の要旨

- 原告の請求をいずれも棄却する。
- 訴訟費用は原告の負担とする。

3. 訴訟の経緯など

- 訴訟の内容：損害賠償請求
- 請求金額：金6億6,635万9,581円
- 訴訟の経緯：

ワイヤレス社は、2015年（平成27年）10月頃からSMART-INNOVATION株式会社（代表者：蔭山 真吾、住所：東京都中央区（取引開始当時）、以下「スマート社」といいます。）と取引を開始し、同社に対してBluetooth製品等を企画、開発、製造、販売してまいりました。

原告は、スマート社に対してワイヤレス社からBluetooth製品等を購入する費用を融資していましたが、スマート社代表の欺罔により損害を被り、当該行為についてワイヤレス社の森山社長が認識し阻止することも可能であったとして、スマート社代表者と森山社長、ワイヤレス社らとの共同不法行為の成立を主張して損害賠償請求を提起いたしました。

係る訴訟の提起を受けて、ワイヤレス社は法廷の場で原告の主張に対する反論を行ってまいりました。

なお、請求金額については、2020年（令和2年）9月18日に訴えの変更があり、当初の金6億9,635万9,581円から上記（2）の金額に変更されております。

4. 今後の見通し

上記判決はワイヤレス社の主張を容認するものであり、この判決が当社の業績に与える影響等はありません。ただし、今後原告が控訴するなどして開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上